

議 事 要 旨

【日 時】平成29年6月27日（火）18:30～20:05

【場 所】佐世保市中央保健福祉センター6階研修室1

【出席者】委員5名（※前村委員、武部委員は欠席）

（事務局等）塚元保健福祉部長、小寺理事、吉崎医療政策課長、
井原医療政策課主幹、八木係長、田中主査、石岡主査

（北松中央病院）東山理事長、田中事務部長、富本経理課長

（佐世保市総合医療センター）赤瀬副理事長、田中事務部長、小村事務部次長、
木山次長、浦川財務課長、吉浦財務課係長、
財務課担当野田、総務課担当豊田

■議題①北松中央病院平成28年度財務諸表の承認について

（事務局 ※資料（1）①～⑨に基づき説明）

財務諸表の承認にあたり、法規性の遵守および表示内容の適正性に関して、評価委員会からの意見を求めたい。本市としては、事務局において各諸表の各内容について確認したところ、適正に処理されていると判断できるので、申請どおり承認することとしたい。

◆評価委員会委員の主な質疑・意見

○資料（1）⑤財務諸表のうち、キャッシュフロー計算書の中の、投資活動によるキャッシュフローであるが、有形固定資産の取得が3億円以上ある。どのような設備投資をされたのか。

《北松中央病院》 平成27年度末にMR1等の高額な機器を購入したが、会計上、27年度は未払となっており、28年度の支払で2億円超の直接現金が動いた。平成28年度支払の医療機器の購入費は8,500万円程である。

○修学資金の貸与は、条件に合致すれば返済の免除もあり、良い制度とは思う。しかし、仮に全額を免除した場合、科目上、資産に計上された貸付金がゼロとなり、資産構成がかなり変わる。実態として資産として計上する意図は何か。

《北松中央病院》 現在のところ、医学生には合計で1億2,512万円の貸付残高があるが、すべて病院側で免除するわけではなく、一人あたり生活費として年間200万円、6年間で1,200万円を上限に貸付けており、貸付けた年数を北松中央病院に勤務して頂ければ、病院の給与に上乗せしてその分を返済して頂く手法をとっている。学費となる上限3,000万円の貸付金は無利子であるが、長期に亘り年間160万円ずつ返済して頂く制度になっている。奨学金制度には相応の経費が掛かるが、しかしながら、病院は医師がいなければ仕事が発生せず、保険診療内での医師

一人当たりの年間売り上げは、1億円から1億5,000万円程を上げるので、今後の保険診療の改正や地域における診療ニーズにもよるが、病院としては損失にはならないと考えている。

○修学資金貸与制度について、卒業して医師となり北松中央病院で勤務された実績は。

〈北松中央病院〉 まだ実績には至っていない。

平成29年度現在、7名に貸付けを行っており、5年生が2名、4年生が1名、2年生が1名、1年生が2名、卒業し外科系の研修医として別の病院で勤務している医師が1名となっている。今後は大学側との話し合いも出てくると思うが、あと3～4年後には当院に勤務され始めると考えている。

◆委員長 本委員会としては「意見無し」とする。 【意見なし】 → 【財務諸表の承認】

■議題②北松中央病院中期目標期間の終了に伴う積立金処分の承認について

(「資料2-1～資料2-3に基づき事務局から説明)

※地方独立行政法人において単年度で生じた利益剰余金は、積立金として処理し、中期目標の最終年度については、その積み上げ分の処理をすることになる。

今回の処理としては、法人から「目的積立金」として処理し、今後の施設整備等の財源としたいという旨の申請があっている。そのため、事務局において確認した結果、これが適当と判断されたため、本市としては申請通り承認することとしたい。

※目的積立金(固定資産)として認める額 合計7億3,233万9,886円

①長期借入金償還額(但し、運営負担金対象額を除く)5億3,363万211円

②財産的基礎を構成する施設整備 1億9,870万6,675円

◆評価委員会各委員のおもな質疑・意見

【質疑・意見なし】

◆委員長 本委員会としては「意見無し」とする。

■議題③佐世保市総合医療センター平成28年度財務諸表の承認について

(事務局 ※資料(3)①～⑨に基づき説明)

財務諸表の承認にあたり、法規性の遵守および表示内容の適正性に関して、評価委員会からの意見を求めたい。本市としては、事務局において各諸表の各内容について確認したところ、適正に処理されていると判断できるので、申請どおり承認することとしたい。

◆評価委員会各委員のおもな質疑・意見

○資料(3)⑤損益計算表の営業収益に科目計上された運営費負担金収益、運営費交付金収益、資産見返補助金等戻入、資産見返物品受贈額戻入の内容と計算根拠を教えてください。また、臨時利益と臨時損失に計上された8億8,000万円の内容を教えてください。

《佐世保市総合医療センター》

○資産見返補助金等戻入

総合医療センターが医療機器等を購入する場合は国・県の補助金等があり、その補助金見合い分を収益化する措置になる。

具体例を申し上げますと、1,000万円の購入費について、国の補助金が3割あった場合、病院の負担は7割。これを1年間1割の定額で10年間償却するとした場合、その1割である100万円のうち、病院負担である70万円を減価償却として負担する。残りの3割は国の補助金の償却見合い分という事になる。そのため、国から受領した3割相当分を収益化して償却費用を打ち消すという処理を行っている。その総額が6,126万円となる。

○資産見返物品受贈額戻入

上記と同じ様な措置である。

佐世保市総合医療センターは、平成28年度に地方独立行政法人化していたが、移行前は佐世保市立総合病院として運営をしており、独法化に伴い、佐世保市から医療機器等を無償で譲渡されている。つまり、病院側が負担していない物品に係る償却費を収益化している。あくまで、平成28年度以降に佐世保市総合医療センターとして購入した機器にはこの措置は無い。そのため資産見返物品受贈額戻入は段々と逡減し、最終的にはゼロとなる科目である。

○運営費負担金収益、運営費交付金収益

地方独立行政法人法第85条の中で、法人化の事業経営に伴う収入を持って充てることが適当でない経費や、性質上、能率的な経営を行ってもその事業の収入のみを持って充てることが客観的に困難と認められる経費については、設立団体が負担することと明記されている。

運営費負担金・交付金の考え方だが、総務省が出している、地方公営企業繰出基準に基づいており、その内容は、効率的な経営を行っても、なかなか採算が合わない事業については、国が自治体に行っている交付税措置を財源に、市長部局から一般会計として繰出すことができるという制度である。

具体例を申し上げますと、結核医療や感染症医療、宇久や黒島の付属診療所の経営などに要する経費は、収支的にどうしても不採算となる。このような経費については、独法化以前からも繰出金として頂いており、独法化後も引き続き、負担金という名称で市からの負担金を貰っている。この中で運営費交付金については、共済組合の追加費用など経費補てんを受けている。

○臨時利益と臨時損失

次に臨時利益・臨時損失の8億8,000万円についてだが、平成27年度ま

では佐世保市立総合病院という事で、退職手当金について、佐世保市は長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業に加入していた。退職者の人数は年度により波があり、それに応じて退職金の支払額も波が生じる。この波を平準化するために、毎年一定の金額を拠出し、退職された場合は、事務組合から退職金を支出してもらう制度がある。

総合病院については、その加入から毎年精算しているが、掛金として納入している金額が当初の見込みで10億円程、収め過ぎている状況にあった。予算編成の時点では、平成26年度までの実績見込で10億円程の精算金があると見込んでいた。しかしながら、独法化にあたり、看護師を中心に、例年より10名から20名ほどの退職人数が増え、その関係で見込よりも1億2千万円程の減少の精算金を受領した。これがその他の臨時利益になっている。これは佐世保市の一般会計から立て替えてもらっている。その下の臨時損失は、その金額をそのまま退職手当に引き当てている。

今後についての確認

文言等の軽微な修正を行い、確認に関しては委員長に一任。
当日配布資料の意見書による意見があった場合、最終的に委員長に一任することを確認。
第2回目の評価委員会は、7月下旬から8月中旬でスケジュール調整したい。

《以 上》